

# 有償在宅福祉サービスのご案内

- 1 基本サービス
- 2 家事援助・介助サービス
- 3 福祉資金貸付サービス
- 4 権利擁護事業

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

## 福祉公社とは

福祉公社は、昭和 55 年に武蔵野市により設立されました。

当時、介護保険制度は存在せず、市による公的サービスが唯一の在宅サービスでした。そのサービスを補充補完し、市民を終生支援し続けることを目的とするサービス提供機関が福祉公社です。そして、その公社サービスの中心となるものが、基本サービスです。

これは、成年後見制度における身上配慮と同じ意味内容を持っています。親族がない、又は親族に頼らず自己完結的に老後生活を送りたいとお考えの皆様の生活、人生を、福祉公社は四半世紀以上にわたり社会的・包括的に支援して来ました。

ご利用者の在宅生活のみならず、長期入院、施設入所の場合にも継続して、サービス提供いたします。更にご希望により、葬儀、納骨、没後の処理まで担います。

ご利用者に常に寄り添い、その生活の柱になることが、武蔵野市における福祉公社の役割です。

## 基本サービス

福祉公社のご利用者には、一人ひとりにソーシャルワーカーと看護師が専任で配置されます。その二人が、ご利用者に対する社会的支援の担い手として、その生活の水先案内を行い、代弁者として社会にかかわります。担当者は、ご利用者に寄り添いつつ、安心な生活関係の構築のために活動いたします。このサービスの利用料金は月額一万円で、すべてのご利用者に必須のサービスです。

### 1 ソーシャルワーカーによる包括的生活支援サービス

担当のソーシャルワーカーは、定例訪問を基本として信頼関係の構築、ご利用者の人生設計のご希望、生活関係の把握等に努めます。そして、生活全般の相談援助、介護保険をはじめとする他のサービス機関、社会資源利用のための仲介・代弁機能等を果たします。

福祉公社ご利用の皆様が、「あんしんのささえられ感」に満ち、心おだやかに生活できることが、福祉公社の願いです。

### 2 看護師による健康長寿生活の支援サービス

ソーシャルワーカーと連携しつつ、定例訪問を基本とし、健康・医療相談等を承ります。その上で、主治医との連絡・連携、在宅医療体制整備、医療処置に関する意思表示等に、仲介・代弁機能を果たし、医療コーディネーター的サービスを提供いたします。

### 3 緊急時対応

在宅、施設、入院等それぞれの生活において、緊急事態はつきものです。これに対応するため、可能な限りの緊急対応をいたします。

緊急事態とは、ご利用者の身体的な急変やすみやかな対応を要する重大な事態が発生した時と考えます。

福祉公社創設時と異なり、現在は、24時間の介護サービスや民間の警備会社等の社会資源が整備されています。公社は、これらの社会資源と連携しつつ対応いたします。現在、社会的に、より重視されていることは緊急対応後の支援です。例えば、緊急入院後の手続き、入院生活のフォロー、施設利用の場合の緊急時キーパーソンなどです。そのような、役割を担う親族をもたないご利用者に対して、権利擁護部門と連携して対応します。これは、今後、ますます必要とされる公社の重要な役割です。

## 家事援助・介助サービス

住民参加型在宅サービスです。主に市内または近隣に住む主婦の方々が協力員として福祉公社に登録し、ご利用者の家事援助・介助等のサービスを行います。同じ地域社会に住む市民が、相互扶助の精神に根ざして活動しています。サービス内容は、一般的に主婦が担う家事等です。

### 1 サービス内容と料金

家事援助中心（掃除、洗濯、買物、食事作り等）…… 1時間 850円

介助中心（移動介助等）…………… 1時間 950円以上

- \* このサービスは最低1時間からのご利用をお願いします。
- \* 協力員がご利用者宅に伺うとき、公共交通機関（バスまたは電車）の交通費がかかった場合、実費をご利用者に負担していただきます。
- \* 活動時間は、原則的には平日の9時から17時までです。土日、祝日、年末年始および早朝・夜間は、サービス料金が25%増しとなります。

### 2 料金の支払方法

協力員の活動記録を基に計算した料金を他のサービス料金と一括して翌月

に請求いたします。（口座振替の手続をお願いします。）

### 3 ご利用に際してのお願い

- \* ご利用の変更、中止などは事前に担当者までお知らせください。
- \* 協力員はプロのヘルパーや家政婦ではなく、福祉公社に登録された市内居住の主婦が主体の有償ボランティアです。ご利用者の皆様との温かい人間関係作りをモットーに活動しています。
- \* 協力員活動は、自立支援を目指しています。活動内容も、ご利用者の身の回りに関わる範囲とさせていただきます。ご家族などにかかわることは、出来ません。

## 福祉資金貸付サービス

土地やマンションを持ちながらも年金や預貯金が少ないため、生活に不安を感じている高齢者は少なくありません。武蔵野市では、このような高齢者に、長年住み慣れた家で安心して老後生活を送っていただくために、現在お住まいの土地・家屋やマンションを担保に、生活に必要な資金を融資する制度を実施しています。

この制度は「武蔵野市福祉資金貸付条例」に基づくものです。

## 権利擁護事業

日ごろから生活に不安を感じている高齢者・身体障がい者等や、判断能力が十分でないために権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者の方々の権利を守り、安心して自立した地域生活を送ることができるよう支援する事業です。また、成年後見制度の相談・利用支援事業も実施しています。

成年後見に関しては、福祉公社自ら法人後見人に就任して、「顔の見える後見事務」を展開し、ご利用者の尊厳確保に努めています。

権利擁護事業には、福祉公社独自のもの、東京都社会福祉協議会が実施主体となっている地域福祉権利擁護事業の二種類があります。

それぞれ、金銭管理事務と財産保管事務を内容としています。



## 利用の申込

ご利用を希望される方は

**公益財団法人 武蔵野市福祉公社**

**☎0422-23-1165**

へお電話ください。

**Fax.0422-23-1164**

E-Mail : [honbu@fukushikosha.jp](mailto:honbu@fukushikosha.jp)

- 吉祥寺駅より 徒歩 10 分
- 吉祥寺駅北口より 1 番または 2 番バス乗り場から乗車 「八幡前」下車徒歩 2 分

〒180-0001 東京都武蔵野市吉祥寺北町 1 丁目 9 番 1 号 2 階